

令和7年度第1回さいたま市運賃協議会

日時：令和7年9月26日（金）10時30分

場所：大宮区役所 4階 第404会議室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 西区乗合タクシー「あじさい号」のA I デマンド交通実証実験の運賃について（議決）

3 閉会

（配付資料）

○次第

○名簿・席次表

○資料1 西区乗合タクシー「あじさい号」のA I デマンド交通実証実験の運賃について

○資料2 道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見

○資料3 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が
調っていることの証明書

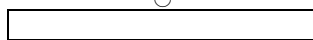
○別紙

さいたま市運賃協議会委員名簿

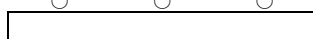
選出区分		氏名	経歴・役職等
要綱第3条第1号委員	当該路線等を定めようとする運行事業者の代表者	組田 孝治	指扇交通株式会社 代表取締役社長
要綱第3条第2号委員	関係住民の意見を代表する者	松本 敏雄	さいたま市自治会連合会 副会長
要綱第3条第3号委員	市職員	代田 智之	都市局 交通政策部 部長
要綱第3条第4号委員	関東運輸局長又はその指名するもの	高木 純子	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官

令和7年度第1回さいたま市運賃協議会 席次表

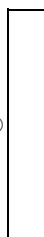
傍聴席



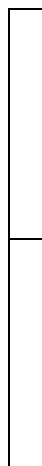
事務局



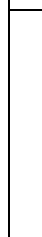
指扇交通㈱
代表取締役社長
組田 孝治



国土交通省関東運輸局
埼玉運輸支局
首席運輸企画専門官
高木 純子



さいたま市 都市局
交通政策部
部長 代田 智之



運賃設定の考え方

■運賃及び料金等の検討において留意すべき事項

一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して乗合バス（乗合タクシーを含む）の運送を行う場合の運賃及び料金については、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び持続的な運行が可能であることにつき、十分に検討する必要がある。

※ コミュニティバスの導入に関するガイドライン（国土交通省）より

○コミュニティバス等のサービス方針

- ・ 運賃体系

✓乗合タクシーは、定額制を基本とします。〔障害者、子供（小学生）については、大人運賃の半額。〕

※ コミュニティバス等導入ガイドライン（さいたま市）より

■運賃検討の考え方

運賃は、以下の考え方で検討。

(1) 不当競争を引き起こすおそれがないか

路線バスやタクシー等と不当な競争が行なわれないよう、サービス水準に対応した運賃をバス運賃、タクシー料金を考慮。

(2) 運行経費の確保、持続的な運行が可能であるか

安全運行に必要な費用が確保でき、持続的に輸送サービスを提供することを前提とした運賃。

(3) 市民の要望等に対応しているか

他地域との公平性、運賃収受等に手間のかからない、支払いやすい運賃、地元の受け入れやすい運賃（意見募集の結果）。

■ 運賃設定の方向性検討

運賃検討の考え方にに基づき、運賃設定の方向性を整理。

運賃検討の考え方		運賃検討の視点	運賃設定の方向性	
(1) 不当競争を引き起こすおそれがないか	サービス水準（運行時刻や乗降場所等）に対応し、路線バスやタクシー等と競合しない運賃	・ サービスは、現況の路線バスサービスと同程度。 ・ タクシーに比べると、サービスは限定的（利用時刻、乗降場所、相乗り等）。	・ 路線バスサービスの初乗運賃は200円であるが、競合回避を考慮。 ・ タクシーの初乗運賃は500円。サービスはタクシーより低いことから、500円より安い運賃	(サービスより) 200円超 500円未満
(2) 運行経費の確保、持続的な運行が可能であるか	市負担額を抑制できる運賃	・ 収支率40%以上となる運賃 ・ 市負担額がより少ない運賃	・ 300円：収支率15.5% ・ 市負担額：11,025千円（R6年度実績）	(収支率より) 300円以上
(3) 市民の要望等に対応しているか	同水準の交通モードを導入している、他地域との公平性	・ 見沼区大砂土東地区 外6地区 ・ 岩槻区 並木・加倉地区	・ 定額制 300円 ・ 定額制 200円	200円 又は 300円
	分かりやすい運賃、運賃收受等に手間のかからない、支払いやすい運賃	・ 定額制 ・ 現金払い ・ 小銭扱いのない運賃	・ 100円単位の運賃	
	地元の受け入れやすい運賃	・ 意見募集の結果 [資料2]	運賃に対する意見募集をした結果、運賃に対する意見はなかった	300円

■ 乗継割引

別紙のとおり

■ 営業区域

別紙のとおり

■ 運賃（案）

以上より、西区乗合タクシー「あじさい号」のA I デマンド交通実証実験の運賃を現行運賃同様に以下のとおりとしたい。

・ 定額制 1乗車 300円

※子供（小学生）：大人運賃の半額

※障がい者：大人・子供の運賃の半額

西区乗合タクシー「あじさい号」のA I デマンド交通実証実験の運賃に関する意見募集結果

資料 2

募集期間：令和7年9月2日（火曜日）から令和7年9月16日（火曜日）まで
告知方法：さいたま市広報紙、さいたま市ホームページにより告知。
提出方法：交通政策課に直接持参、郵送、FAX、電子メール、
ホームページ内のお問い合わせフォームのいずれかの方法で提出。

意見 番号	御 意 見 の 概 要	御意見に対する市の考え方
—	—	—

■ 集計結果

意 見 提 出 者 数	0
意 見 項 目 数	0

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書

令和7年9月26日に開催したさいたま市運賃協議会において、下記事項に関し、
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

<1> 運賃

- (1) 大人（中学生以上）
300円（1回の乗車につき）
- (2) 子供（小学生）
150円（1回の乗車につき）

<2> 運賃割引

- (1) 乳児（1歳未満）
無料
- (2) 幼児（未就学児）
中学生以上の「大人」、または小学生の「こども」1名につき2名まで無料
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方であって、運転者にその手帳に添付されている本人写真を提示された方
大人・子供運賃の半額
- (4) 次のいずれかに該当する方の介護のために乗車する介護人
 - ①身体障害者手帳に第1種若しくは第2種であって「介」、「要介護」の表示のある方であって、運転者にその該当する部分及び手帳に添付されている本人写真を提示された方
 - ②療育手帳に「介」、「要介護」の表示のある方であって、運転者にその該当する部分及び手帳に添付されている本人写真を提示された方
 - ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方であって運転者にその該当する部分及び手帳に添付されている本人写真を提示された方
大人運賃の半額
- (5) 乗継割引
別紙のとおり

2. 運賃を適用する路線又は営業区域

別紙のとおり。

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和7年11月4日（予定）～

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

指扇交通株式会社

令和7年9月26日
さいたま市運賃協議会

西区におけるAIデマンド交通実証実験について

令和7年度実証実験の概要

区分 (運行時間)	サービス設計(案)	
	午前(7時台～11時台発)	午後(13時30分～19時)
利用できる人	誰でも利用可能	
運行期間 (予定)	R7年11月4日 ～ R8年1月30日	
運行日	月曜日から金曜日(土曜日・日曜日・祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は運行なし) ※専用車両もしくはシステム不具合の際は予備車両がないため運休とする	
運行ルート	※停留所候補地(案)の既存停留所参照	運行ルートは定めず、予約に応じて、停留所間を最短経路で運行 ※停留所候補地(案)の既存停留所と追加停留所参照
運行便数	上下各3便/日	予約に応じて運行
停留所数	37箇所	75箇所(調整中)
車両	ワンボックス車両1台(乗車定員:9人) ※バリアフリー法に適合していないため、適用除外認定を申請 ※予備車両なし	
予約方法	予約不要	電話、またはWEB予約
運賃(案)	均一制運賃 1乗車大人300円・子供(小学生)150円 ※障害者はそれぞれ半額 乗継割引運賃 1乗車大人100円(200円引き)・子供(小学生)50円 ※障害者はそれぞれ半額 【主な乗継スポット】 ※停留所候補地(案)参照	



9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
 運賃協議会 9/26	調整・手続き等	実証実験の実施 (定時定路線+AIデマンド交通の運行)			アンケート実施・実験結果の検証	 地域公共交通協議会 (結果報告)
広報・周知等						